

監査委員事務局

30年度の部局運営にあたって

- 地方公共団体が住民の信頼を得て行政運営を行うには、予算執行の適正の確保など、法令遵守が大前提であり、そのためには、執行機関の内部統制はもとより、監査によるチェック機能が十分に働くことが必要です。
- また、住民ニーズが多様化する中、平成30年度以降も多額の財源不足を生じる見込みであるなど、厳しい財政見通しとなっており、大阪の成長や府民の安全・安心を実現し、より一層の府民福祉の向上を図っていくため、徹底した選択と集中を図り、引き続き、たゆみない改革を進めていく必要があります。
- このような状況を踏まえ、監査委員事務局は、監査委員が定めた監査方針の下、本府の行財政運営について、合規性だけでなく、経済性、効率性、有効性の観点からの監査を行い、必要な是正と改善を促してまいります。

監査委員事務局の施策概要と30年度の主な取組み

地方自治法等の規定により、監査委員の指揮の下、知事その他執行機関から独立した立場で、下記監査等を行います。

監査の実施を通じて、本府の行財政改革と内部統制の整備充実に貢献することを目指します。

定期監査

団体監査（財政的援助団体等(*1)）

例月現金出納検査

一般会計・特別会計、公営企業会計決算審査

基金運用審査

財政健全化判断比率等(*2)審査（財政健全化法）

住民監査請求等特別監査・審査

随時監査